

岡崎市漁業協同組合内共第 1 8 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：岡崎市漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地

漁業権の免許番号：内共第 1 8 号

対象となる漁場：内共第 1 8 号第 5 種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、投網、旋刺網（地方名称「ちんから」をいう。）及びたも網以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
旋刺網	網の全長 36 メートル以下を 2 張以下、網目の大きさ 1 センチメートル以上
投 網	網丈 4 メートル以下、網目の大きさ 1 センチメートル以上
たも網	網口径 25 センチメートル以下、網目の大きさ 1 センチメートル以上

③次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であつて、水中で使用するもの。）

(2) 遊漁期間

①次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法によりウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期 間
あ ゆ	竿釣(友釣、ルアー釣)	全区域	5 月 11 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	たも網、旋刺網及び投網		8 月 15 日から 12 月 31 日まで。ただし、美保橋下流端から鉢地川合流点より下流 50 メートルまでの区域及び丸山えん堤の上流端から下流 300 メートルまでの区域は 10 月 16 日から 12 月 31 日までとする。
おいかわ、こい、ふな及びうなぎ(以下「雑魚」という。)	竿釣	全区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たも網、旋刺網及び投網		8 月 15 日から翌年 2 月末日（おいかわは 11 月 30 日）まで。ただし、美保橋下流端から鉢地川合流点より 50 メートルまでの区域及び丸山えん堤の上流端から下流 300 メートルまでの区域は 10 月 16 日から翌年 2 月末日（おいかわは 11 月 30 日）までとする。

②①の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁証取扱所に掲示するほか組合が指定するオンラインシステムにて公表するものとする。

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
乙川筋のうち岡崎市大平町字下市場 98 番の仁田えん堤の上流端から下流 300 メートルまでの区域	9 月 1 日から 11 月 30 日まで
乙川筋のうち右岸岡崎市八帖南町左岸岡崎市天白町の乙川頭首工より上流 150 メートル、下流 80 メートルの間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては、8 月 15 日以降はこの限りではない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 センチメートル
こ い	20 センチメートル
ふ な	6 センチメートル
う な ぎ	20 センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、①に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、雑魚の遊漁料は無料とする。(2) のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては 400 円、雑魚については 150 円を加算した額とする。

①竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		1 日	
あ ゆ	竿 釣	1 日	2,000 円
		1 年	10,000 円
雑 魚	竿 釣	1 日	300 円
		1 年	2,000 円

②その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あ ゆ	旋刺網、たも網、投網	1 日	4,000 円
雑 魚	同		1,000 円

(2) 遊漁料は組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

(3) (2) に規定する遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所に「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 承認を受けた者の氏名、住所 | ② 承認期間 |
| ③ 魚種 | ④ 漁具・漁法 |
| ⑤ 遊漁区域 | ⑥ 遊漁料の額 |
| ⑦ 注意事項 | ⑧ その他参考となるべき事項 |
| ⑨ 発行者名 | |

(2) 遊漁承認証の交付は、2 - (2) に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち他の漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(5) 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律 267 号)に基づく報告のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ① 氏名
- ② 有効期間
- ③ 注意事項
- ④ その他必要な事項
- ⑤ 発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日